参考様式第5－1号

六 ヶ 所 農 第 357 号
令 和 8 年 4 月 10 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六ヶ所村長 橋本 隆春

市町村名 （市町村コード）	六ヶ所村 （ 024112 ）
地域名 （地域内農業集落名）	六ヶ所地域 （泊、石川、出戸、新町、老部川、尾駮浜、富ノ沢、二又、第4ひばり平、室ノ久保、千樽、戸鎖、平沼、八森、豊原、睦栄、千歳、倉内、中志、庄内、端、六原）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月31日 （第3回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

担い手が地区南部及び西部に集中しており、北部では担い手がいない集落もあるなど、担い手の集落間のバランスが悪い。地区全体で高齢化が進み、5～10年後の耕作農地面積の維持が不透明な状況である。地区全体で人口が年々減少しており農事組合法人であってもオペレーターや作業員の確保が困難となってきている。

（2） 地域における農業の将来の在り方

担い手における人員不足等については、スマート農機の導入等により、省力化や経費削減を図り、経営面積の維持・拡大につなげる。
担い手の少ない地区については、大規模中心経営体の入作や新規就農者の育成を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,848 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,848 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域ととし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地の賃借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を進め、農地中間管理事業を活用する。
（3）基盤整備事業への取組方針
今後の地域の営農状況を踏まえ、国や県等の補助事業の活用した基盤整備事業を検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、以降を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化に向けて、JA等が運営する農業支援サービス事業を活用した、農作業委託の利用を促進する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業機械の導入を拡大し、省力化や経費削減を図り、経営面積の維持拡大につなげる。